

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

：平成30年4月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 訪問介護費
  - 2 訪問入浴介護費
  - 3 訪問看護費
  - 4 訪問リハビリテーション費
  - 5 居宅療養管理指導費
  - 6 通所介護費
  - 7 通所リハビリテーション費
  - 8 短期入所生活介護費
  - 9 短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における短期入所療養介護費
    - ニ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
    - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
  - 10 特定施設入居者生活介護費
  - 11 福祉用具貸与費
- II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
  - 居宅介護支援費
- III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護福祉施設サービス
  - 2 介護保健施設サービス
  - 3 介護療養施設サービス
    - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
    - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
    - ハ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
  - 4 介護医療院サービス





